

財務省行政文書管理規則改正 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後						改正前					
(集中管理の推進)						(集中管理の推進)					
第16条 <u>副総括文書管理者は、文書管理者から引継ぎを受けた行政文書ファイル等について、別に定めるところにより、当該行政文書ファイル等を適切に保存するとともに、集中管理を行うものとする。</u>						第16条 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、財務省における行政文書ファイル等の集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u>					
別表第1 行政文書の保存期間基準						別表第1 行政文書の保存期間基準					
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）		保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）		保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①（略）	30年	（略）	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①（略）	30年	（略）
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 				<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 		
			③（略）		（略）				（略）		
	(2)～(7)	(略)		(略)			(2)～(7)	(略)		(略)	(略)

		(略)						(略)					
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		(略)	
3	政令の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)立案の 検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言 	(略)	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言 	(略)	
			②立案の検討に関する審議 会等文書（一の項イ）		(略)								②立案の検討に関する審議 会等文書（一の項イ）
		③ (略)	(略)		③ (略)								(略)
		(2)～(7) (略)	(略)		(略)		(略)	(2)～(7) (略)	(略)	(略)		(略)	
4	省令そ の他の 規則の 制定又 は改廃 及びそ の経緯	(1)立案の 検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、 提言 	(略)	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、 提言 	(略)	
			②立案の検討に関する審議 会等文書（一の項イ）		(略)								②立案の検討に関する審議 会等文書（一の項イ）
		③ (略)	(略)		③ (略)								(略)

		(2)~(5) (略)	(略)		(略)			(2)~(5) (略)	(略)		(略)
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)~(3) (略)	(略)	30年	(略)	5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)~(3) (略)	(略)	30年	(略)
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及	① (略)		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言			(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及	① (略)		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）		(略)			②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）	(略)		
		③~⑤ (略)			(略)			③~⑤ (略)		(略)	

		び5の項 (1) から(3)ま でに掲げ るものを 除く。)									
6	関係行 政機関 の長で 構成さ れる会 議(これ に準ず るもの を含む。 この項 におい て同 じ。)の 決定又 は了解 及びそ の経緯	関係行政 機関の長 で構成さ れる会議 の決定又 は了解に 関する立 案の検討 及び他の 行政機関 への協議 その他の 重要な経 緯	①～③(略) ④会議に検討のための資料 として提出された文書(六 の項口)及び会議(国務大 臣を構成員とする会議に限 る。)の議事が記録された文 書 ⑤(略)	10年	(略) ・配付資料 ・議事の記録 (略)	6	関係行 政機関 の長で 構成さ れる会 議(これ に準ず るもの を含む。 この項 におい て同 じ。)の 決定又 は了解 及びそ の経緯	関係行政 機関の長 で構成さ れる会議 の決定又 は了解に 関する立 案の検討 及び他の 行政機関 への協議 その他の 重要な経 緯	①～③(略) ④会議に検討のための資料 として提出された文書(六 の項口) <u>(新設)</u> ⑤(略)	10年	(略) ・配付資料 <u>(新設)</u> (略)

7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①～②（略）	10年	（略）	7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①～②（略）	10年	（略）
			③省議に検討のための資料として提出された文書 （七の項口） <u>及び省議（国務大臣を構成員とする省議に限る。）の議事が記録された文書</u>		・配付資料 ・ <u>議事の記録</u>				③省議に検討のための資料として提出された文書 （七の項口） <u>（新設）</u>		・配付資料 ・ <u>（新設）</u>
			④（略）		（略）				④（略）		（略）
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への	①～③（略）	10年	（略）	8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への	①～③（略）	10年	（略）
			④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 （八の項口）		・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料				④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 （八の項口）		・開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料

		協議その他の重要な経緯	⑤ (略)		(略)			協議その他の重要な経緯	⑤ (略)		(略)
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	10年	(略)	9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	10年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 		
			③～⑤ (略)		(略)				③～⑤ (略)		(略)
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	10年	(略)	10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	10年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 		
			③～⑤ (略)		(略)				③～⑤ (略)		(略)

個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②～⑤（略）		（略）						②～⑤（略）

		(2)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)
		(6)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略)	(6)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略)	(略)	(略)
	②審議会等文書（十四の項目）		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	(略)	(略)		②審議会等文書（十四の項目）	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見			
	③~④ (略)						(略)		(略)		
		(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 		
			②~⑤ (略)				(略)			②~⑤ (略)	(略)

		同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要 な経緯					同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要 な経緯			
	(2)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)		(2)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)	
	(6)不服申 立てに關 する審議 会等にお ける検討	① (略)	裁決、 決定そ の他の 処分が される	(略)		(6)不服申 立てに關 する審議 会等にお ける検討	① (略)	裁決、 決定そ の他の 処分が される	(略)	
		②審議会等文書（十四の項 口）	・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見				②審議会等文書（十四の項 口）	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見		

		その他の重要な経緯	③～④ (略)	日に係る特定日以後10年	(略)
		(7) (略)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを	①立案の検討に関する審議会等文書 (二十の項イ) ②～⑤ (略)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)
職員の人事に関する事項					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを	①立案の検討に関する審議会等文書 (二十の項イ) ②～⑤ (略)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)

		除く。)							
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
15 ~ 16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は	① (略)	10年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 意見 	②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項目)	10年	(略)
			③~④ (略)		(略)				
		除く。)							
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
15 ~ 16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は	① (略)	10年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 意見 	②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項目)	10年	(略)
			③~④ (略)		(略)				

		変更に関する立案の検討その他の重要な経緯									
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)		
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ） ②～⑥（略）	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 (略)	18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ） ②～⑥（略）	10年	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 (略)

		討、政策 評価法第 10条第1 項の評価 書の作成 その他の 政策評価 の実施に 関する重 要な経緯								
19	公共事 業の実 施に関 する事 項	直轄事業 として実 施される 公共事業 の事業計 画の立案 に関する 検討、関 係者との 協議又は 調整及び 事業の施 工その他	① (略)	事業終 了の日 に係る 特定日 以後5 年又は 事後評 価終了 の日 に係る特 定日以 後10年 のい ず	(略)	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言	②立案の検討に関する審議 会等文書(二十七の項イ)	③~⑨ (略)	事業終 了の日 に係る 特定日 以後5 年又は 事後評 価終了 の日 に係る特 定日以 後10年 のい ず	(略)
		討、政策 評価法第 10条第1 項の評価 書の作成 その他の 政策評価 の実施に 関する重 要な経緯								
19	公共事 業の実 施に関 する事 項	直轄事業 として実 施される 公共事業 の事業計 画の立案 に関する 検討、関 係者との 協議又は 調整及び 事業の施 工その他	① (略)	事業終 了の日 に係る 特定日 以後5 年又は 事後評 価終了 の日 に係る特 定日以 後10年 のい ず	(略)	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言	②立案の検討に関する審議 会等文書(二十七の項イ)	③~⑨ (略)	事業終 了の日 に係る 特定日 以後5 年又は 事後評 価終了 の日 に係る特 定日以 後10年 のい ず	(略)

		の重要な経緯		れか長い期間				の重要な経緯		れか長い期間			
20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			20	(略)	(略)	(略)		
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略)	(略)	(略)	(略)			21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略)	(略)	(略)	
		(2) 審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 							
22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			22	(略)	(略)	(略)		
23	国際会議等並びに国際協力及び国際交流に関する	(1) 国際会議等（外国政府との交渉を含む。）に	① 国際機関に関する会議その他財務大臣が出席した国際会議等のうち重要な国際的意思決定が行われたものに係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	30年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言要領 ・ <u>議事の記録</u> ・ 合意文書 			23	国際会議等並びに国際協力及び国際交流に関する	(1) 国際会議等（外国政府との交渉を含む。）に	① 国際機関に関する会議その他財務大臣が出席した国際会議等のうち重要な国際的意思決定が行われたものに係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	30年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言要領 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 合意文書

	る事項	関する重要な経緯	②重要な国際会議等（①に掲げるものを除く。）に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	10年	・ 発言要領 ・ <u>議事の記録</u> ・ 合意文書		る事項	関する重要な経緯	②重要な国際会議等（①に掲げるものを除く。）に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	10年	・ 発言要領 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 合意文書
24 ～ 28	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		24 ～ 28	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 一 (略) 二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定による。 三～六 (略)						備考 一 (略) 二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定による。 三～六 (略)					